



平成 20 年 11 月 17 日

各 位

会社名 株式会社 昂
代表者名 代表取締役社長 西村 道子
(JASDAQ・コード 9778)
問合せ先 常務取締役管理部長 佐多 直大
電話番号 099-227-9505

「内部統制システム整備の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 17 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備の基本方針」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規程を定め、取締役、使用人に法令、定款および社会規範の遵守を徹底するためのコンプライアンス委員会を内部監査室において設置し、社内における強固なコンプライアンス体制を構築し、継続してその質の向上を推進する。

内部監査室長は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況について監査を実施し、コンプライアンス委員会においてその結果を報告する。

また、法令違反等の疑義が生ずる行為等についての内部報告体制として、内部通報制度を整備する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書取扱規程」をはじめとする社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じて運用状況を検証のうえ、適宜規程等の見直しを行う。

なお、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧可能とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクに関して、当該部門において情報を共有し、ガイドライン、マニュアルを整備したうえで、全社横断的にリスク情報を監視する。

代表取締役社長は、経営に重大な影響を及ぼすリスクとして判断したときは、内部監査室を中心とした危機管理チームを組織し、迅速かつ組織的対応を行い、損失を最小限に抑える体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定、経営方針書に基づく経営状況の管理および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 業務執行においては、取締役会規程に定める付議事項について、精査された資料を準備し、取締役会に付議する。
- (3) 通常業務の遂行については、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、可能な範囲において業務上の権限を委譲し、各範疇に係る責任者が業務を遂行する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めにより、職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、監査業務に必要な指揮命令を受ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人の任命を受けた使用人は監査役以外からの指揮命令は受けない。当該使用人の異動および人事考課は監査役が行い、人事異動は監査役と取締役が協議する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して、コンプライアンスに関する事項に加え、重大な影響を及ぼすリスクに関する事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を通じた報告の状況およびその内容、その他の監査役が職務遂行上、必要があると判断した事項について、誠実に速やかに報告を行う。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は必要に応じ、取締役会をはじめとする重要な会議に出席できることとして、必要な報告、勧告を行う。

また、代表取締役社長と定期的に相互の意見交換を実施する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業行動憲章」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行う。

以上